

## 新潟市障がい者あぐりサポートセンター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市障がい者あぐりサポートセンター事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (本事業の目的)

第2条 本事業は、労働力不足の農業分野において、地域の特性を活かした就労機会及び訓練の場の拡大を図り、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるようにすることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農業を営む個人、団体及び法人で新潟市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 障がい福祉施設等 新潟市内に事業所を有する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項に規定する地域活動支援センター及び新潟市内で同法第28条第1項各号及び第2項各号に掲げる障害福祉サービスを実施する事業者をいう。
- (3) 施設外就農 障がい福祉施設等が、農業者と締結した請負契約に基づき、当該農業者が農作業する農地等で農作業をすることをいう。

### (実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、新潟市とする。ただし、本事業の全部又は一部を、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人又は特定非営利活動法人に委託して行うことができる。

### (本事業の実施場所等)

第5条 前条ただし書の規定により本事業の全部又は一部を委託した場合において、当該委託を受けた者が本事業を実施するときの当該事業所の名称は、新潟市あぐりサポートセンター（以下「センター」という。）とし、本事業に係る事務所は、新潟市障がい者就業支援センター内に設置し、新潟市の区域内で本事業を実施する。ただし、市長が必要と認める場合は、新潟市の区域以外の区域で本事業を実施することができる。

(事業内容)

第6条 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障がい者の就農に関する相談、指導及び助言
- (2) 施設外就農の企画並びに施設外就農を受け入れる農業者及び施設外就農を行う障がい福祉施設等の開拓、調整、作業支援及び評価
- (3) 関係機関及び農業者に対するセミナーの開催等普及啓発
- (4) その他、障がい者の就農促進及び農福連携に必要な業務

(センターの職員等)

第7条 センターの役員又は職員は、本事業の運営に必要な知識及び経験を有するものでなければならない。

- 2 センターの職員は、専従の常勤職員でなければならない。

(センターの職員の研修等)

第8条 センターは、その職員に各種研修会、異職種との交流会等に参加させ、職員の相談支援等の知識、技術等を向上させるよう努めるものとする。

(秘密を守る義務)

第9条 センターの役員又は職員は、その職務を遂行するに当たっては、障がい者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第10条 センターは、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 センターの役員又は職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(実施状況報告)

第11条 センターは、毎月の本事業の実施状況をその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

